

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十五号

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「総務部」の下に「総務課文書管理第二係並びに」を加える。

別表第一の五の項委任事務の欄に次の一号を加える。

二 当該課で収納する複写機の利用に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第一の九の項中

警察本部交通部交通 指導課		管理運用係長
警察本部交通部交通 指導課	管理運用係の事 務を担当する専 門官	管理運用係の事 務を担当する課 長補佐

を

に改め、同表の十八の項中「研修企

画監」を「総括研修企画画監」に改める。

別表第二の二十の項中「国保県単位化推進担当課長」を「子供未来戦略担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。